

令和7年度 第8回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和7年12月1日

公 売 公 告

第8回 県有林林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
＊受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和7年12月17日(水)	都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 4 階 大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和7年12月18日(木)	西八代郡市川三郷町 高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階大会議室	峡南 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状に委任者の参加資格証明を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札条件を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該

当する入札は、無効とします。

17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額（不落の場合は最高入札価格）、落札者名が含まれます。

18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

入札条件

1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)を入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、有資格者本人の参加資格証明と委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。
- (4) 一般競争入札は、「参加資格証明」の所持者以外の者は参加できません。

2. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約書(別紙)を受付時に提出してください。
- (2) 誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

3. 公告物件の熟覧

- (1) 入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

4. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

5. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

6. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。ま

た5項で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。

- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

7. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めます。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた場合は、同金額の入札者を落札とします。

8. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認めたときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明したときは落札を取消します。

9. 契約の締結

- (1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。
- (2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。
- (3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。
- (4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

10. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

別記

代 金 延 納 要 領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

(第 1 号様式)

入 札 書

公告番号	第	号						
金額	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額をもって買い受けたいので、公売公告を了承のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代 表 者 氏 名



林務環境事務所長 殿

委任状

林務環境事務所長 殿

受任者

印

私は上記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(立販様式1)

(立販様式1 (一貫作業))

(立販様式1 (間伐))

(立木、素材、共通)

(延納、現金、共通)

売 買 契 約 書

1 売買物件の所在

山梨県 市村 字

恩賜県有財産 第 林班 小班 内 面積 h a

2 公告番号 第 号

記入番号 第 号

3 売買物件の種類及び数量

樹 種	種 別	本 数	材 積	備 考
		本	m ³	

4 売買代金額 ￥ —

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)

内訳 (現金納入)

延納

5 指定する用途 なし

6 契 約 保 証 金 免除

7 売買物件の搬出期限 令和 年 月 日

上記物件について売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和 24 年山梨県条例第 48 号）、同条例施行規則（昭和 28 年山梨県規則第 36 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲

買受人 乙

(立販様式2)

(立販様式2 (一貫作業))

(立販様式2 (間伐))

(現金)

林産物売買契約約款

第1章 共通

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、売買契約書（以下「契約書」という。）、この約款及び別添特約事項（この契約書の締結時において効力を有する特約事項が存在する場合は、これを含む。）に則り、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従い契約を履行しなければならない。

(売買代金の納付)

第2条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が、前項の納付期限までに売買代金を完納できない場合は、当該未納の売買代金につき、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(物件の定義)

第3条 本契約において「物件」とは、甲が乙に売り渡す立木又は素材をいい、本契約に定める条件に従い、その所有権が乙に移転するものとする。

(作業責任者及び乙の義務)

第4条 乙は、作業責任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

2 作業責任者は、作業従事者に対し、本契約及び誓約書の内容を十分に周知し、遵守させるものとする。

3 乙及び作業責任者は、物件の伐採、搬出その他の作業（以下「作業」という。）の実行中に発生した違反行為又は事故について、直ちに甲に報告しなければならない。

4 事故が発生した場合、乙は関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(物件の引渡し)

第5条 物件の引渡しは、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第46条第1項に定める日以降、素材については10日以内、立木の場合は20日以内（間伐にあつては30日以内）に乙の立会いのうえ行うものとする。

2 物件の引渡しにあたって、乙が立ち会わず又は立ち会うことができない場合は、甲の引渡通知の日に、引渡しが行われたものとする。

(引渡し受領書の提出)

第6条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

(根株の所属)

第7条 物件が立木である場合は、特約がない限り、物件には根株を含まないものとする。

（物件の搬出義務）

第8条 乙は、物件を契約書に定める搬出期間内に恩賜県有財産（山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年条例第48号）第1条に定める恩賜県有財産をいう。以下同じ。）の区域外に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が搬出できないと判断した物件について、乙が伐採前に書面により甲に届け出て甲の承認を受けて放棄した場合、その物件は乙の責任を免れるものとし、立木のまま存置することができる。

（搬出期間の延長）

第9条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限までに物件を搬出することができないときは、搬出期限10日前までに甲に対し理由を付して搬出期間の延長願を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の搬出期間の延長は、延長が数回にわたる場合であっても3ヶ年（契約書に定める搬出期間を含む。）を超えることができない。

（搬出延期料）

第10条 前条第1項の場合、乙は延長日数1日につき売買代金の額1,000分の1に相当する金額を搬出延期料として、納付期限までに甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰さない事由である場合はこの限りでない。

2 乙が、前項の納付期限までに搬出延期料を完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

3 前条第1項の延長願が搬出期限経過後に提出された場合、願書到着の日までの搬出延期料は、前項に規定する額の2倍に相当する金額とする。

4 搬出期限経過後において、甲の承認を得ないで物件を搬出した場合、乙は、甲の認定した日数に応じて第1項に規定する額の2倍に相当する金額を搬出延期料として納付しなければならない。

（搬出期間延長の特例）

第11条 甲は、恩賜県有財産の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

（搬出期間の特殊計算）

第12条 乙が、天災その他の不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なく事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しないものとする。

（搬出済の届出）

第13条 乙は、物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

（搬出未済物件の帰属及び措置）

第14条 乙が、搬出期間内に搬出を完了しなかった物件（以下「搬出未済物件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に帰属するものとする。

(1) 乙が、前条に規定する搬出終了届を提出したものの、跡地検査により搬出未済物件があること

が確認され、甲の指示に従い搬出できないと乙が回答した場合

(2) 搬出期間終了後30日を経過しても、乙が搬出延期の申出をしない場合

(3) 搬出期間延長後も搬出が完了しない場合

2 甲が、搬出未済物件が今後の造林事業等に支障を及ぼすと判断した場合、乙に対し、搬出未済物件の片付けを指示することができる。

3 乙は、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。

4 乙が、前項の指示に従わず、搬出未済物件が甲の管理経営に支障を及ぼす場合、甲は乙の費用負担で当該物件を撤去又は整理し、その費用を乙に請求することができる。

5 乙が、搬出期限内に搬出を完了せず、これにより甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。

(跡地検査及び違反行為の確認)

第15条 甲は、搬出期間が経過したとき、又は乙から搬出終了届の提出があったときは、乙に立会いを求め、跡地検査を行うものとする。

2 乙は、前項の立会いに正当な理由なく応じない場合、甲が行った検査の結果に対し異議を申し立てることができない。

3 跡地検査において、乙が搬出を完了していない物件が確認された場合、甲は乙に対し搬出の可否を確認する。乙が搬出を希望しない場合、又は搬出できない場合、当該物件は前条第1項の規定のとおり、甲に帰属するものとする。

4 跡地検査により、乙の作業実行中の違反行為が確認された場合、甲は乙に対し、次の措置を命じるものとする。

(1) 誤伐、契約に基づき使用する設備、構造物又は境界杭の毀損、並びに隣接樹木への損傷が確認された場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(2) 乙が、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行った場合、乙は原状回復を行うとともに、必要に応じて損害を賠償しなければならない。

(3) 使用した土地の整理が適切に行われていない場合、乙は速やかに整理しなければならない。

(4) その他、本契約に規定する乙の義務に違反し、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が、前項の指示に従わない場合、甲は乙の費用負担において当該措置を講じることができる。

6 跡地検査において、乙の行為が森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。

7 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。

8 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(契約違反に対する措置)

第16条 乙が、第8条第1項の搬出義務に違反し、搬出すべき物件を意図的に放置し、のちの造林事業に重大な支障を生じさせた場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。

(1) 乙に対する損害賠償請求

(2) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に規定する契約審議会（以下「契約審議会」という。）への審議要請

2 乙が、前条第4項に規定する違反行為について甲の指示に従わず、又は適切な是正措置を講じな

かった場合、甲は乙に対し、契約違反として損害賠償請求その他の措置を講じることができる。

- 3 乙が、前項に規定する甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったことにより、甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が、本契約の履行に関連して森林法その他の法令に違反した場合、甲は、契約審議会への審議を要請し、必要に応じて本契約を解除することができる。ただし、第15条第6項の規定による報告を踏まえたうえで、当該規定を適用するものとする。
- 5 乙は、前項の違反に関し、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(無断伐採・誤伐の禁止及び措置)

第17条 乙は、契約対象外の立木を無断で伐採してはならない。

- 2 乙は、作業実行中に誤伐が判明した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙が無断伐採を行った場合、又は誤伐を報告せず、是正措置を怠った場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
 - (1) 乙に対する損害賠償請求
 - (2) 契約審議会への審議要請
 - (3) 契約の解除
- 4 乙が、無断伐採又は誤伐により甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が、無断伐採又は誤伐を行い、それが森林法その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
- 6 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 7 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(危険負担)

- 第18条 売買契約（概数売買契約を除く。）の締結後、物件の引渡しまでの間に、天災その他の不可抗力による甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により物件が滅失又は損傷し、契約の履行が不可能になったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。
- 2 前項の通知がなされた場合、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを留保することができる。
 - 3 甲は、第1項により本契約が解除された場合、受領済みの売買代金を通知の日から30日以内に無利息で乙に返還するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により物件が滅失又は損傷した場合は、乙がその損害を負担するものとする。
 - 4 甲が、前項の規定による売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第19条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

- 2 甲は、物件について、種類、数量、品質等が契約内容に適合しないものであっても、その責任は負わないものとする。

(物件の目的外処分の制限)

第20条 乙は、用途指定のある物件については、あらかじめ甲の承認を受けなければ、指定する用途以外に使用し、転売し、又は贈与してはならない。

- 2 前項に違反した場合は、甲は、当該処分に係る物件に応ずる売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として、乙から徴収することができる。

- 3 乙が、前項に規定する違約金を納入期限までに完納しない場合、甲は、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、未納発生日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を乙から徴収することができる。

(使用状況の報告)

第21条 売買目的の指定がある物件について、甲が使用状況の報告を求めたときは、乙は、これを拒んではならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、第2条第1項に規定する義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、第20条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、県土保全、森林更新その他恩賜県有財産の管理経営の必要に基づき、特に契約で規定した事項に違反したとき。
- (4) 乙が、第16条又は第17条に規定する契約違反行為を行い、甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったとき。
- (5) 乙が、前各号に規定するほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）であることを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (7) 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

- 2 乙は、引渡し前に、贈与先、転売先又は下請先（以下「取引先」という。）が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該取引先との契約を解除し、又は取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるようしなければならない。
- 3 甲は、乙が取引先が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは取引先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該取引先との契約を解除せず、若しくは取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る物件に相当する売買代金の額を超えるときは、甲は、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を乙から一時に徴収するものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際既に搬出を終わった物件並びに搬出未済の伐倒木及びその加工品に対しては及ばないものとする。
- 6 乙が、第1項のいずれかの違反に該当する場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第23条 乙は、自ら又は取引先が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は取引先をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約解除による売買代金の返還等）

- 第24条 第22条の規定により契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する売買代金を契約解除の日から30日以内に乙に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。
- 2 前項の規定により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用を全て支払うものとする。
 - 3 甲が、第1項に規定する売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約解除による違約金）

- 第25条 第22条第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、甲は、売買代金（第20条第2項に該当するときは、当該部分に応ずる売買代金を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとし、乙はこれを納付期限までに納付しなければならない。

- 2 乙が、前項に規定する違約金を納付期限までに完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

（特殊の理由による契約の変更又は解除）

- 第26条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない事由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができない。

（特殊な理由による契約の変更又は解除の場合の売買代金の返還）

- 第27条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対し、契約の変更又は解除により甲に帰属した物件に相当する代金を契約の変更又は解除の日から30日以内に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。
- 2 甲が、前項に規定する代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（作業の中止命令）

- 第28条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは、公益事業の用に供するため、その他やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、甲は、作業の中止を命ずることができる。乙に法令の規定又は契約に違反する行為がある場合も同様とする。
- 2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（指名停止措置）

- 第29条 甲は、乙が指名停止等措置要領の別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められる場合、速やかに所管部局長に報告し、契約審議会への審議を要請することができる。
- 2 契約審議会の審議の結果、乙が措置要件に該当すると判断された場合、出納局長から乙に対し、指名停止措置を命じることができる。
- 3 乙は、指名停止期間中、立木販売の入札に参加することができない。

（入山証）

- 第30条 この売買契約の写しをもって、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第47条に定める入山証に代えるものとする。

（施設の設置等）

- 第31条 乙は、物件の伐採、加工又は搬出等のため、恩賜県有財産の区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。
- 2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の収去を怠ったために生じた損害については、乙は、甲の指示に従い賠償しなければならない。

(林野保全等の措置)

第32条 乙は、作業の実行にあたっては、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないものとし、林地保全及び河川汚濁防止等に努めなければならない。また、乙は、盗伐、誤伐及び火災等の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置を命じることができる。

(支障木等の届出)

第33条 乙は、作業の実行にあたって物件以外の立木等が支障となるときは、あらかじめ甲に届け出てその指示を受けなければならない。

(極印の毀損の届出等)

第34条 乙は、立木の根際に押印してある極印の印影を滅失し、又は損傷してはならない。

2 乙は、前項の印影を滅失し、又は損傷したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第35条 乙は、作業の実行にあたって、恩賜県有財産及びその産物、又は県の施設に損害を与えたときは、速やかに甲に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないものとする。

2 乙は、前項に定める損害に関し、被害の状況確認等のために甲が実施した調査に要した費用についても、甲が算定し請求した金額を負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 乙は、作業の実行にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に届け出るとともに、その損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(管轄裁判所)

第37条 この契約について、訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(労働安全衛生)

第38条 乙は、作業の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令、諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

2 乙が、前項の規定に違反し、指名停止等措置要領の別表第1第6号から第9号の措置要件に該当すると認められる場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

(契約に定めのない事項)

第39条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用除外)

第40条 次の各号は、素材の物件には適用されないものとする。

- (1) 第7条（根株の所属）
- (2) 第14条（搬出未済物件の帰属及び措置）
- (3) 第15条（跡地検査及び違反行為の確認）
- (4) 第28条（作業の中止命令）
- (5) 第32条（林野保全等の措置）
- (6) 第34条（極印の毀損の届出等）

第2章 指名競争入札による売買契約

（産物の流通制限）

第41条 乙は、原則として、物件を県内の木材加工施設、木材利用施設、又は原木市場（以下「木材関連施設」という。）へ出材するものとする。

- 2 乙は、前項の規定のとおり、県内に材出したことを証明するため、木材関連施設が発行する伝票その他の証明を、甲の指定する期限までに提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、樹種、品質等により県内の木材関連施設での取扱いが困難な場合、又は適切な受入先がない場合は、事前にその理由を明示し、甲の承認を受けたうえで県外へ移出することができる。
- 4 乙は、前項の規定により県外へ移出する場合、甲の承認を受けた内容に従い適切に搬出を行うものとする。

第3章 概数による売買契約

（現地調査及び実計額の算定）

第42条 甲は、乙の立会いのもと、毎月、又は必要に応じて現地調査を実施し、その都度、当該物件の種類、数量及び品質等を確認するものとする。

- 2 甲は、前項の現地調査の結果に基づき、当該物件に関する実際の売買数量（以下「実計数量」という。）により、実際の売買代金（以下「実計額」という。）を算定するものとする。

（実計額の確定）

第43条 実計額は、甲が予定価格の算定根拠とした単価（以下「算定単価」という。）を用い、実計数量を乗じて確定するものとする。

（予定外物件の単価の決定）

第44条 契約書に定めのない物件の単価は、甲が同種又は類似する物件の算定単価を参考に決定するものとする。

（引渡しの実施）

第45条 甲は、乙に対し、第42条から前条の結果に基づき、実計数量及び実計額を確定し、それが概数売買代金の範囲内であることを確認したうえで、当該物件を引き渡すものとする。

- 2 引渡しの具体的な時期及び方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（引渡し物件が相違する場合）

第46条 乙は、引渡し物件が売買予定物件と相違することがあっても、著しく契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。

（受領書の提出）

第47条 乙は、甲からの物件の引渡しを受けた際、都度の受領書の提出を要しないものとし、最終的な精算時に、実計数量に基づく物件の引渡しを受けたことを証する受領書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、この受領書の提出をもって、乙が契約に基づく全数量の物件の引渡しを受けたことを確認するものとする。

（所有権の移転）

第48条 概数売買契約に係る物件の所有権は、引き渡したときに移転するものとする。

（概数売買代金の精算）

第49条 甲及び乙は、実計額と概数売買代金との間に不足が生じる場合は、変更契約を締結したうえで、乙は、甲の発する納入通知書によりその不足額を納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が、前項の納付期限までに不足額を完納しない場合、当該未納の不足額につき、民法第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

3 甲及び乙は、精算の結果、実計額と概数売買代金との間に余剰が生じた場合は、変更契約を締結したうえで、甲は、変更契約の締結後30日以内にその余剰額を乙に返還しなければならない。

4 甲が、前項に規定する余剰額の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（適用除外）

第50条 次の各号は、概数売買契約の物件には適用されないものとする。

- (1) 第5条（物件の引渡し）
- (2) 第6条（引渡し受領書の提出）

第4章 やまなし提案型システム販売

（履行不能による契約の解除）

第51条 乙の共同体製品が、設計変更や他社製品との競合などにより、物件対象施設及びプロジェクトの製品として使用されないことが確実となった場合は、甲は、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、第24条第1項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができない。

誓 約 書

市 町大字 字 番
恩賜県有財産第 林班 小班

上記恩賜県有財産内立木 本、材積 m³ を買い受けましたので、
作業にあたっては作業従事者を十分に監督し、各種被害の防止に努めるとともに、下記の事項を
遵守することを誓約し、連署をもって提出いたします。

令和 年 月 日

買 受 人 住 所

氏 名

印

作業責任者 住 所

氏 名

印

林務環境務事務所長 殿

誓約事項(チェックリスト)

- 1. 契約対象外の立木を無断で伐採しないこと。誤伐が判明した場合は直ちに売渡人に報告し、指示に従い適切な措置を講じること。
- 2. 作業区域内の管理に努め、発生した損害については、速やかに売渡人へ報告し、指示に従い原状回復又は損害賠償を行うこと。
- 3. 作業に起因して第三者に損害を及ぼした場合、速やかに売渡人へ報告し、必要な賠償措置を講じること。
- 4. 跡地検査において違反行為が確認された場合、売渡人の指示に従い必要な措置を講じること。
- 5. 売渡人の許可なく作業区域に未搬出物件を放置しないこと。搬出できない場合は、売渡人の指示を受け、適切に整理すること。
- 6. 契約違反により損害が発生した場合、その損害を賠償し、また売渡人の指示に従い適切な是正措置を講じること。
- 7. 法律（森林法、自然公園法等）違反を行わないこと。違反が確認された場合、関係行政機関の指導・命令に従い必要な措置を速やかに講じること。
- 8. 契約に違反した場合、本契約が解除される可能性があることを了承すること。
- 9. 契約違反、労働安全衛生法令違反、又は山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の別表第1・別表第2に該当する行為を行った場合、指名停止措置が命じられる可能性があることを了承すること。
- 10. 指名停止期間中は、立木販売の入札に参加することができないことを了承すること。
- 11. 伐採区域の境界杭について善良な管理を行い、損傷や移動をさせないように注意するとともに、区域外の立木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一、境界杭又は区域外の立木を損傷した場合は、直ちに売渡人へ報告し、指示に従い必要な措置を講じること。
- 12. 林地保全及び河川汚濁防止に努め、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないこと。
- 13. 作業において集材路の適切な排水対策を実施すること。
- 14. 伐採・搬出にあたり、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行わないこと。
- 15. 作業従事者に毎日作業手順を確認させ、注意事項を徹底すること。
- 16. 素材（丸太）は、台風、集中豪雨等による流失・滑落事故が発生しないよう、買受人の責

任において管理すること。

- 17. 択伐、間伐等で残存木がある場合、作業従事者にその位置を明確に指示し、作業中の損傷・誤伐等が発生しないよう万全を期すること。
- 18. 施設を設置する際は、あらかじめ売渡人に申し出てその指示を受けること。使用後は速やかに撤去し、原状回復すること。
- 19. 伐採・搬出その他の作業にあたり、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、安全対策を徹底すること。
- 20. 作業従事者に適切な保護具を着用させ、墜落、転倒、伐倒作業による事故を防止すること。
- 21. 機械の使用に際しては、適切な資格を有する者が操作し、安全作業を徹底すること。
- 22. 作業現場の危険箇所を明示し、安全掲示を行うことで事故防止に努めること。
- 23. 事故や労働災害が発生した場合は、直ちに売渡人へ報告するとともに、関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じること。
- 24. 契約締結後、天災その他の不可抗力により作業の実施が不可能となった場合は、直ちに売渡人に報告し、指示を受けること。
- 25. 用途指定のある物件は、契約で指定された用途以外に使用し、転売し、又は贈与しないこと。
- 26. 暴力団や反社会的勢力からの不当要求や介入を受けた場合は、速やかに売渡人へ報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと。
- 27. 契約解除に伴う代金の返還が生じた場合は、売渡人の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- 28. 作業実施に際し、契約対象外の立木が支障となる場合は、事前に売渡人へ届け出て指示を受けること。

特約事項（立木販売）

（事業計画書等の提出及び承認）

- 第1条 本特約事項において、「甲」は売渡人を、「乙」は買受人を指すものとする。
- 2 乙は、現地を精査のうえ、「事業計画書」（立販様式4）を契約締結後7日以内に甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 事業計画書には、集材路等の路網計画及び土場等を明示した図面を添付しなければならない。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（立販様式5）の内容を確認のうえ、添付しなければならない。
- 4 乙は、第2項で承認を受けた計画に変更が必要となった場合、変更後の事業計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 乙は、甲の引渡し又は前項の承認を受けた後、第2項及び前項に基づき計画した内容に従い、作業を開始しなければならない。

（伐倒木材の搬出及び整理）

- 第2条 乙は、作業に伴い発生した枝条及び残材について、可能な限り伐採現場の外へ搬出し、木質バイオマス資材等として有効活用に努めること。

（現地での集積）

- 第3条 乙は、前条の搬出が困難な場合であっても林地に放置せず、甲の指示に従い、次のいずれか又は複数の方法により、崩落・流出しないよう安定した状態で整理・存置するよう努めること。
- (1) 集材路（切土法面を含む。）の幅員内に適切に整理・集積し、現状回復後の侵食防止に配慮すること。
 - (2) 伐採及びその他の作業完了後の造林事業に支障とならないよう、集材路の両脇2m程度の範囲に適切に整理・集積すること。
 - (3) 土場敷に適切に整理・集積すること。

（林地保全措置）

- 第4条 乙は、前条の集積が困難な場合、流木防止及び林地の保全のため、次の各号を遵守し、適切な措置を講じること。
- (1) 常時水流がある箇所及び降雨時に出水が想定される沢敷には存置しないこと。
 - (2) 枝条及び残材を集積する場合、その規模が大きくなるときは、崩落・流出を防ぐため杭を打つ等の方法により、安定した状態で存置すること。
 - (3) 地形の形状や作業システムの制約、又は伐倒・集材時に発生する落枝等により集積が困難な場合、林地斜面上に分散存置することができる。ただし、枝条及び残材が流出したり、山地崩壊を誘発することがないようあらかじめ配慮するとともに、

その後の造林事業に支障を及ぼさないよう努めること。

（主伐時における伐採・搬出指針の遵守）

- 第5条 乙は、本契約に基づく伐採及びその他の作業を行うにあたり、別添の「主伐時における伐採・搬出指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。ただし、指針3の（1）及び（5）については本契約において適用しないものとする。
- 2 本契約の特約事項において、指針と同一又は類似の事項について特に規定がある場合は、当該特約事項の規定が指針に優先して適用されるものとする。

（集材路の作設）

第6条 乙は、集材路を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し、施工すること。

（1）路網

ア 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下「林業機械等」という。）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3.0m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にするなどして、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入、又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入り口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合や土質に応じ6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくったうえで、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度を持たせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割2分とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

集材路は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象、又は水道の取水口が存在する場合、その直上では極力作設しない。

排水施設により、泥水等が直接沢や公道等に流出しないようにする。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。また、希少な野生生物の生息・生育情報を知り得たとき若しくは確認したときは、甲に報告し、指示を受ける。

(4) その他

事業終了時において、洗掘を防ぐため水切りを登坂部分等に入れる。

本特約事項に指定していないものについては、山梨県森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 2 甲は、第5条、第6条の不遵守や、第1条第2項及び同条第4項において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、山地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、乙に対し、乙の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。

この場合において、乙は甲の命に応じ、必要な措置を講じること。

(施工上の留意事項)

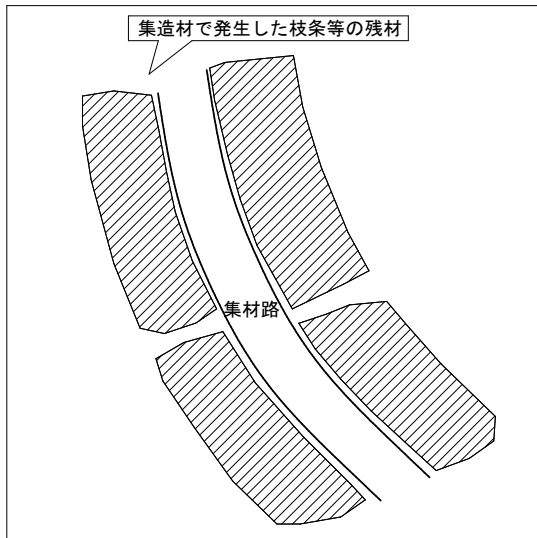
第7条 乙は、施工にあたり以下の項目に留意すること。

- 2 物件の引渡しには、作業責任者が立会い、伐採する区域をすべての作業従事者に正確に周知し、誤伐の防止に努めること。
- 3 契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続に時間を要するため、あらかじめ十分な余裕をもって甲に申し出ること。また、金融機関の受領印が押された納入通知書の写しを甲に提出し、確認を受けた後に作業に着手すること。
- 4 集材路を作設する場合や、土場・集材機等を設置又は利用する場合は、乙が関係法令及び関係機関並びに関係者（以下「関係機関等」という。）の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に実施すること。
- 5 既設林道、作業道等を使用する場合は、乙が関係機関等の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に使用すること。
- 6 乙は、集材路、土場、集材線及び集材機の設置場所、枝条及び残材の処理方法について、事前に甲の承認を受けること。
- 7 乙は、作業の進捗に応じて適宜甲の確認を受け、甲の指示に従い必要な修正作業を行うこと。また、すべての作業が完了した際にも甲の確認を受け、指示に従い必要な作業を完了させたうえで林業機械を撤去すること。
- 8 燃料やオイルを保管又は給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講じるとともに、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと。
- 9 作業中に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに、事故報告書（立販様式7）を速やかに提出すること。
- 10 甲及び乙の双方は、施工にあたり打合せ事項等を明確にするため、業務打合わせ簿（立販様式6）を取り交わし記録を保管すること。

【第3条・第4条関連】

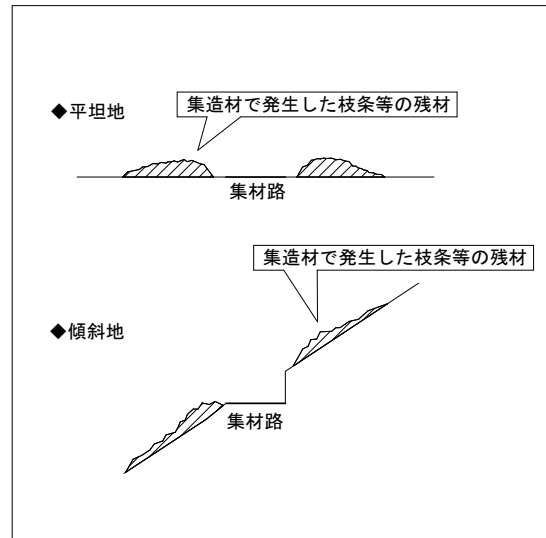
1. 枝条及び残材処理概念図（集材路沿い）

I 平面図【処理前】



※重機のアームが届く範囲の集積を行う。

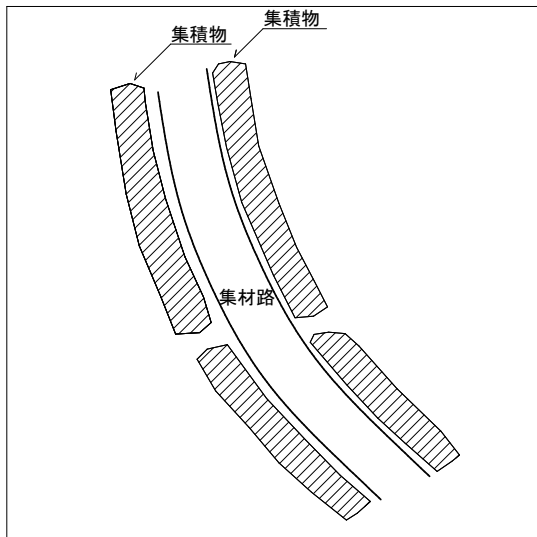
I 断面図【処理前】



※重機のアームが届く範囲の集積を行う。

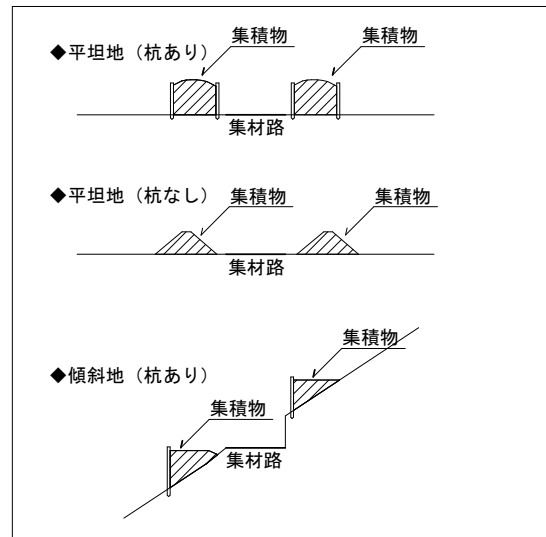
II 平面図【処理後】

集材路の両脇2m程度の範囲に筋状に集積する場合



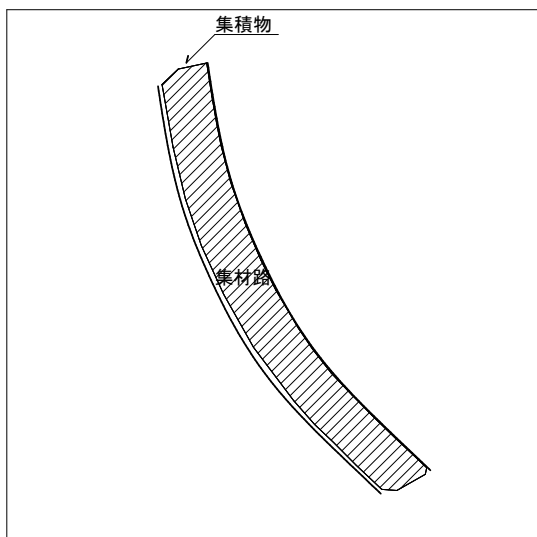
II 断面図【処理後】

集材路の両脇2m程度の範囲に筋状に集積する場合



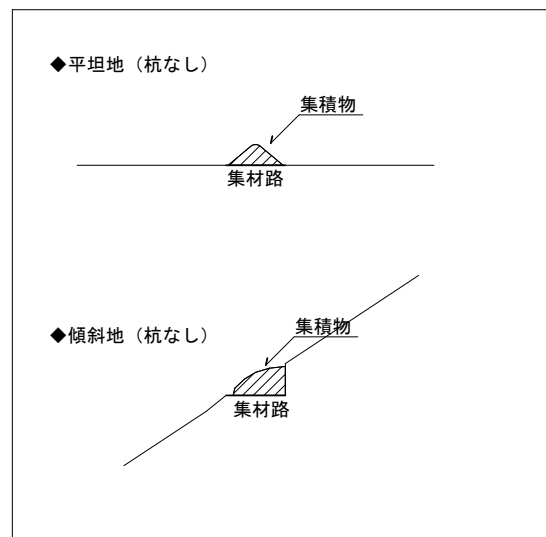
III 平面図【処理後】

集材路（切土法面を含む）の幅員内に集積する場合



III 断面図【処理後】

集材路（切土法面を含む）の幅員内に集積する場合

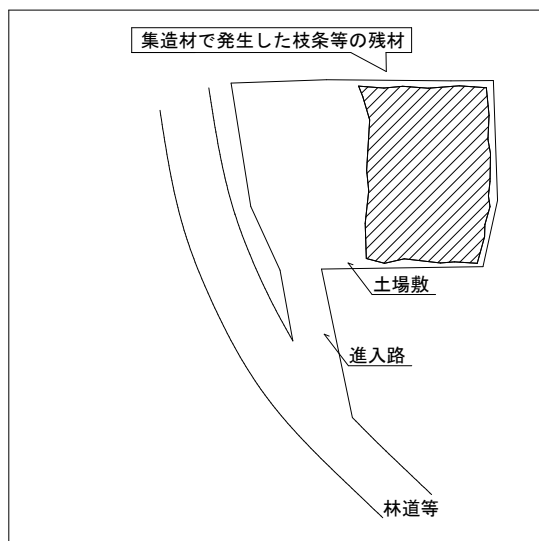


※ⅡとⅢの組み合わせも可

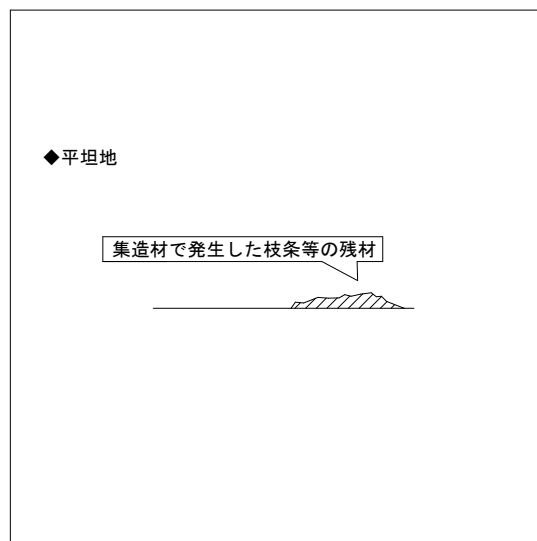
【第3条・第4条関連】

2. 枝条及び残材処理概念図（土場敷）

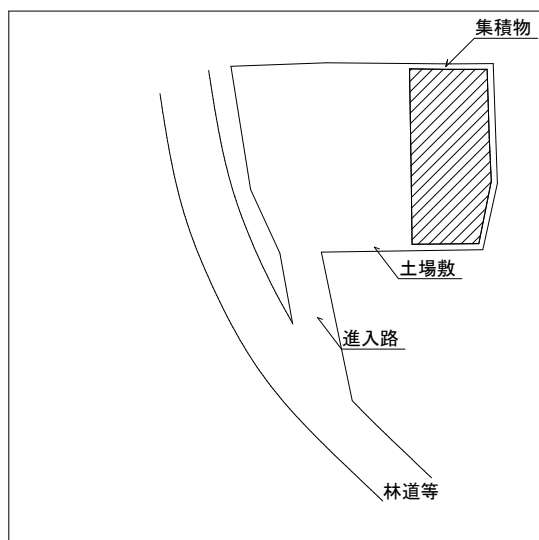
I 平面図【処理前】



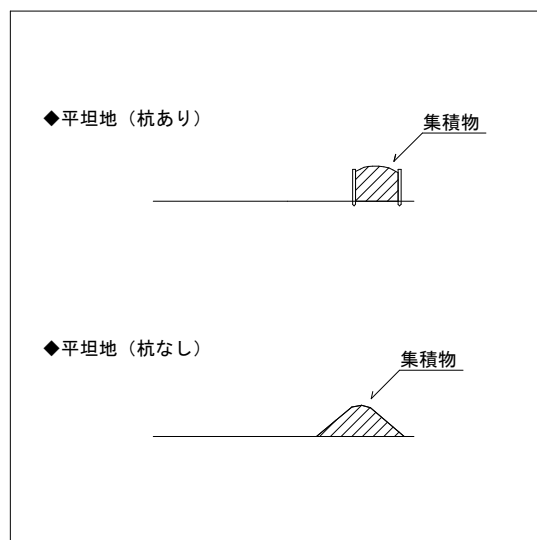
I 断面図【処理前】



II 平面図【処理後】



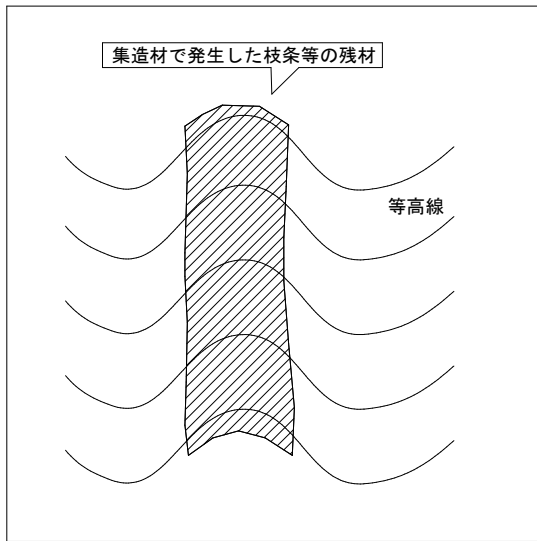
II 断面図【処理後】



【第3条・第4条関連】

3. 枝条及び残材処理概念図（沢敷・窪地）

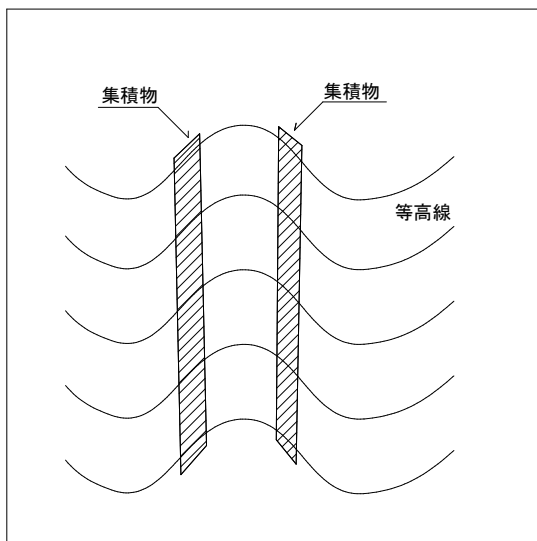
I 平面図【処理前】



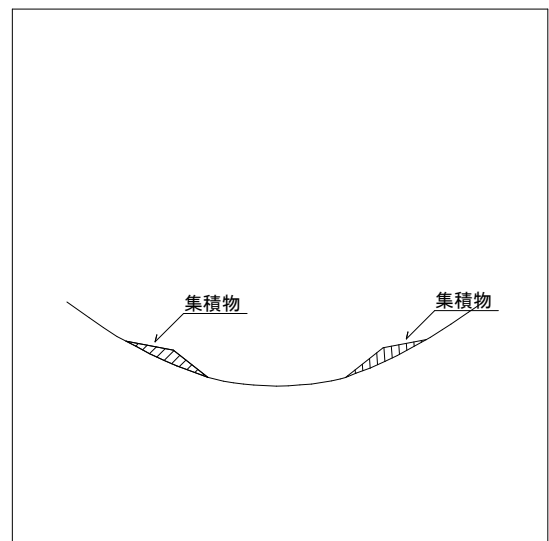
I 断面図【処理前】



II 平面図【処理後】



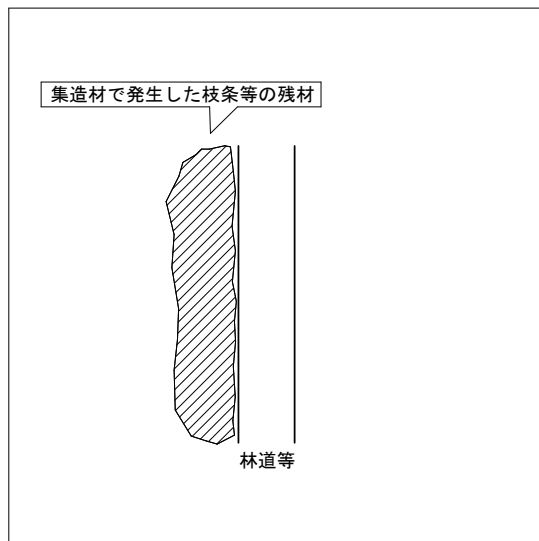
II 断面図【処理後】



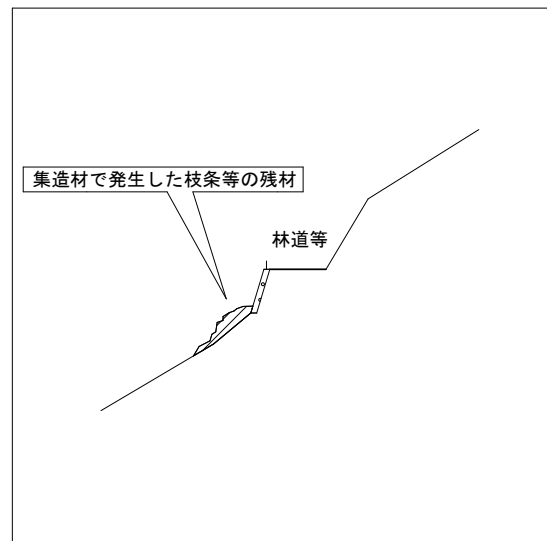
【第3条・第4条関連】

4. 枝条及び残材処理概念図（林道等路側下）

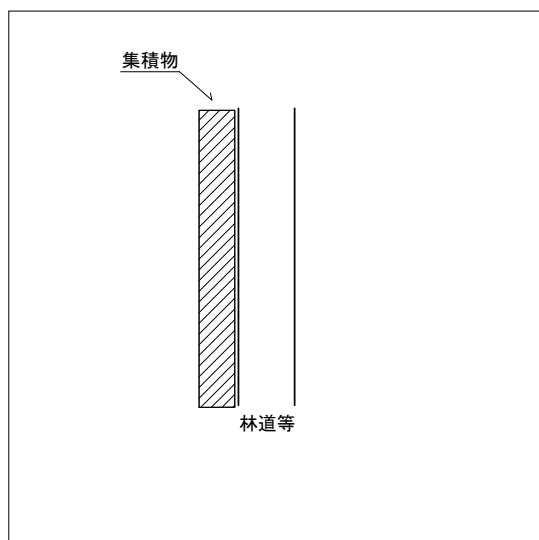
I 平面図【処理前】



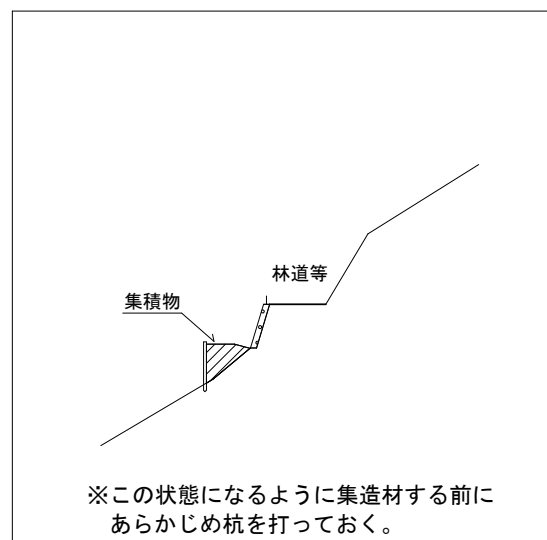
I 断面図【処理前】



II 平面図【処理後】



II 断面図【処理後】



【別添 1】

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵

工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。このよることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所

に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。

- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達遅い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1 m でも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね 1 割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が 2 m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4 (3) に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事

業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

- イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
- ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避けるものとする。
- エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。
なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実に行うものとする。
※許可や届出の例
 - ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
 - ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
 - ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
 - ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
- (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

(5) 地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

事業計画書

提出日：令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

買受人の所在地：

名 称：

代 表 者 名：

電 話：

区 分		内 容
場所及び数量等	契 約 方 法	・一般競争 ・指名競争 ・随契 契約年月日：
	契 約 場 所	・ 県有林第 林班 小班
	契 約 数 量	・面積： ha ・樹種： ・材積： m ³
	伐 採 方 法	・皆伐 ・間伐 ・その他（ ）
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・直営 ・下請 ・その他（ ）
	作 業 期 間	・（至）
	搬 出 方 法	・架線系 ・車両系 ・その他（ ）
	作業責任者の氏名等	・氏名： tel：
	従事作業員の内訳	・作業員数： 名（常雇： 名 臨時： 名）
	下請等の場合の相手方の住所・名称・代表者・電話番号・従事作業員の内訳	・住所：
		・名称：
		・代表者：
		・電話：
		・作業員数： 名（常雇： 名 臨時： 名）
路網計画・土場敷等	・ ※別添図面のとおり	
林地残材の処理方法	・搬出 ・集積 ・分散存置 ・その他（ ）	
緊急連絡体制	消 防 署	・ 消防署 tel：
	労 働 基 準 監 督 署	・ 労基署 tel：
	警 察 署	・ 警察署 tel：
	林 務 環 境 事 務 所	・ 林務環境事務所 tel：

※緊急時の連絡場所・方法については、作業現場の携帯電話通話可否等の状況に応じてあらかじめ定め、現場作業員及び会社事務所職員全員に周知しておくこと。

※万が一事故が生じた場合は、直ちに報告すること。

【添付書類】 1. 路網計画・土場等を明示した図面 2. 伐採及び搬出に係るチェックリスト

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ①伐採する区域の事前確認を行う。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ③林務環境事務所が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう、集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、車両系作業システムと架線系作業システムを適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線系作業システムとする。 ③土場の作設では、法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。また、急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	☐
(3) 周辺環境への配慮 ①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	☐

(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生育等を確認した場合は、林務環境事務所と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	☐
(5) 路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。なお、困難な場合等は、状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所では路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入り口手前で排水する。 ⑦開渠等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。 ⑧横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑨水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。 ⑩カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
(6) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。 ③残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処理する。 ④切土高1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ⑤切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね1割2分、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐
(7) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合	☐

には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	
(8) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう溪流沿い等に積み上げない。また、溪流に流れ出たり山地崩壊を誘発することがないように適切な場所に整理する。 ⑤集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。 ⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、林務環境事務所から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	□

所 長		次 長				課 長		担 当	
--------	--	--------	--	--	--	--------	--	--------	--

発議者		☐ 売渡人 ☐ 買受人	発議年月日		令和 年 月 日
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 申出 ☐ 請求 ☐ 質問 ☐ 回答 ☐ その他（ ）			
記入番号					
内 容		立木販売			
売買物件の所在					
買受人					
(内 容)					
添付図葉、その他添付図書					
処理・回答	売渡人	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理・ ☐ 請求・ ☐ 質問・ ☐ 回答・ ☐ その他（ ）します。			
	買受人	上記について ☐ 了解・ ☐ 申出・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 請求・ ☐ 質問・ ☐ 回答・ ☐ その他（ ）します。			
		担当者	印	令和 年 月 日	
		担当者	印	令和 年 月 日	

(注) 打合わせの都度2部作成し、各々保管する。

(立販様式 7)

事故報告書(立木販売)

年 月 日

林務環境事務所長 殿

買受人

作業責任者

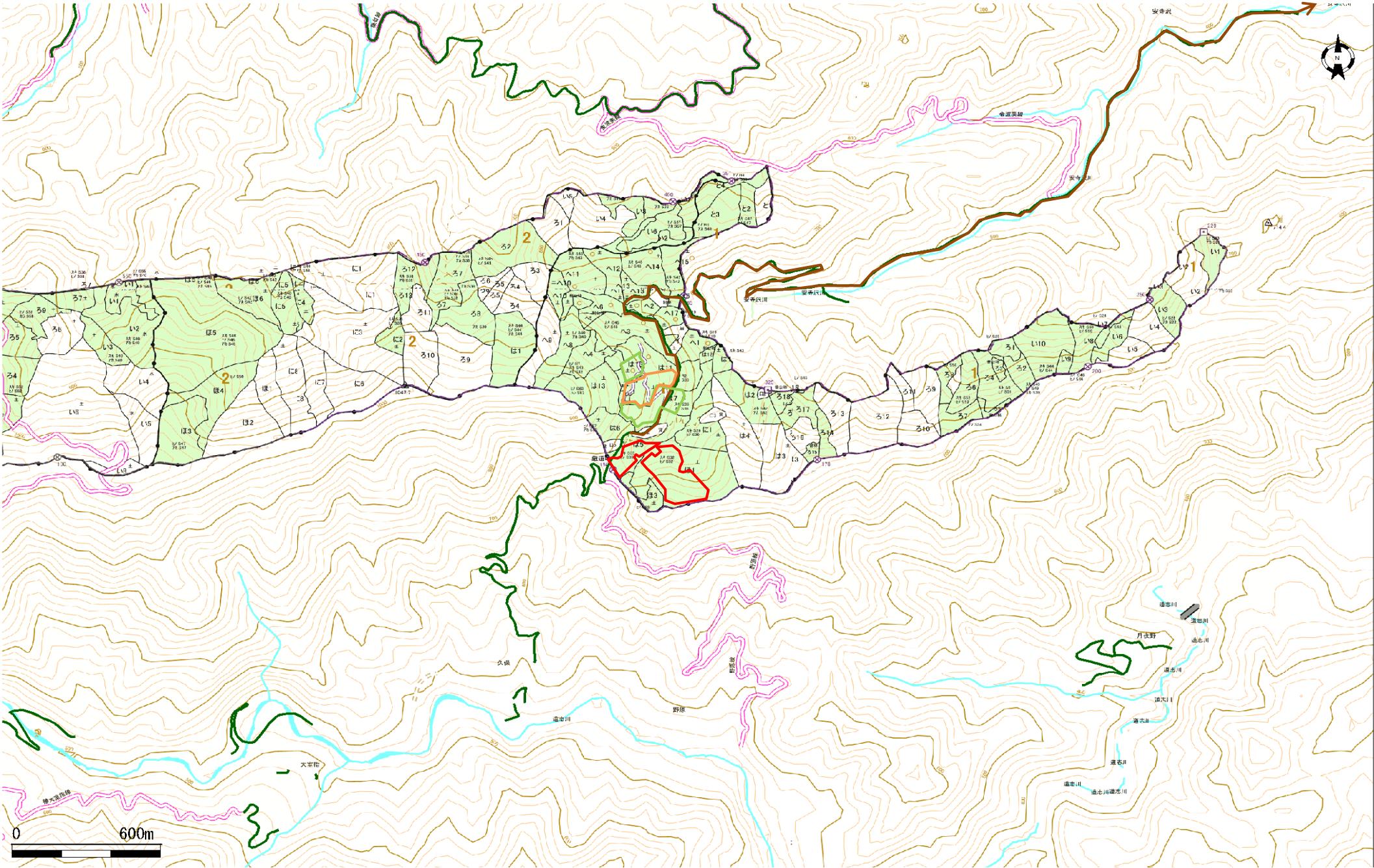
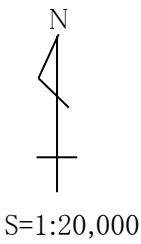
買受物件	年 月 日付け		記入番号第	号	県有林第	林班	小班	
発生日時	年 月 日(曜日)		時	分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で、②どのような作業をしている時に、③どのような物又は環境に、④どのような不安全又は有害な状態にあつて、⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載し、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

第8回 (12月分) 販売物件明細書 (立木の部) 様式2-1

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	412	上野原市 巖道場	1 は5 ほ1	1.09 4.71	すぎ	用材	22～28	421	267.62	搬出期間
							30～54	1,823	2,814.22	22ヶ月
							56～	74	274.36	一般林(は5)
						小計		2,318	3,356.20	部分林(ほ1)
					ひのき	用材	16～20	1	0.28	土砂流出防備保安林
							22～28	441	238.28	66年生人工林(は5)
							30～54	1,030	1,021.38	69年生人工林(ほ1)
						小計		1,472	1,259.94	(公売条件)
					あかまつ	用材	30～54	15	21.17	1 伐倒木等の流出防 止、伐採法面の崩落防 止、表土の流出防止 等、林地保全に十分配 慮し、必要に応じて対 策等を講ずること。 2 搬出車両が安寺沢 地区を通行する場合 は、運行計画を事前に 地区に説明すること。 3 集材路を作設する 場合や、土場・集材機 等を設置又は利用する 場合は、関係法令及び 関係機関並びに関係 者(以下「関係機関等」 という。)の指示又は協 議に基づき、必要な申 請等を行い、許可等 を得た後に実施すること。 特に、貸地内に作設等 をする場合、注意をす ること。 4 既設林道、作業道 等を使用する場合は、 関係機関等の指示又 は協議に基づき、必要 な申請等を行い、許可 等を得た後に使用する こと。 5 集材路、土場、集材 線及び集材機の設置 場所、枝条及び残材の 処理方法について、事 前に林務環境事務所 の承認を受けること。
								小計		
					用材計			3,805	4,637.31	
					小径木(針)	チップ等		471	228.38	
					小径木(広)	チップ等		188	35.60	
					小径木計			659	263.98	
合計				5.80				4,464	4,901.29	(調査方法)
					(N枝条)				(502.85)	樹種、材積の調査方法 は、標準地調査法によ る。ただし、は5のヒノ キ区域については、毎木 調査による。
					(L枝条)				(5.70)	
					(枝条計)				(508.55)	

令和7年度 立木公売箇所位置図

上野原市 安寺沢 巖道場 1329 県有林第1林班は5、ほ1小班

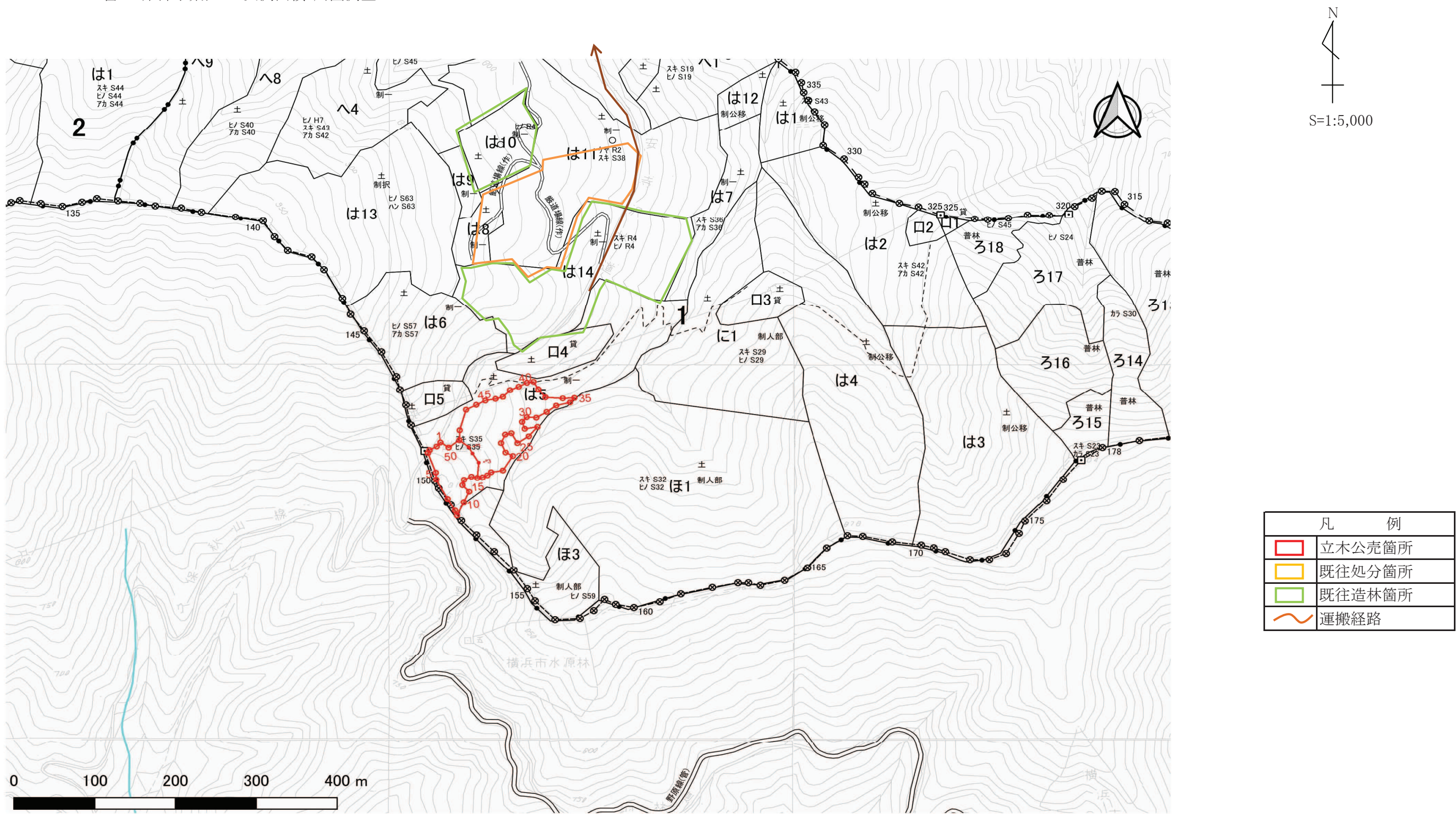


凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所

令和7年度 立木公売箇所位置図

上野原市 安寺沢 巖道場 1329 県有林第1林班は5小班

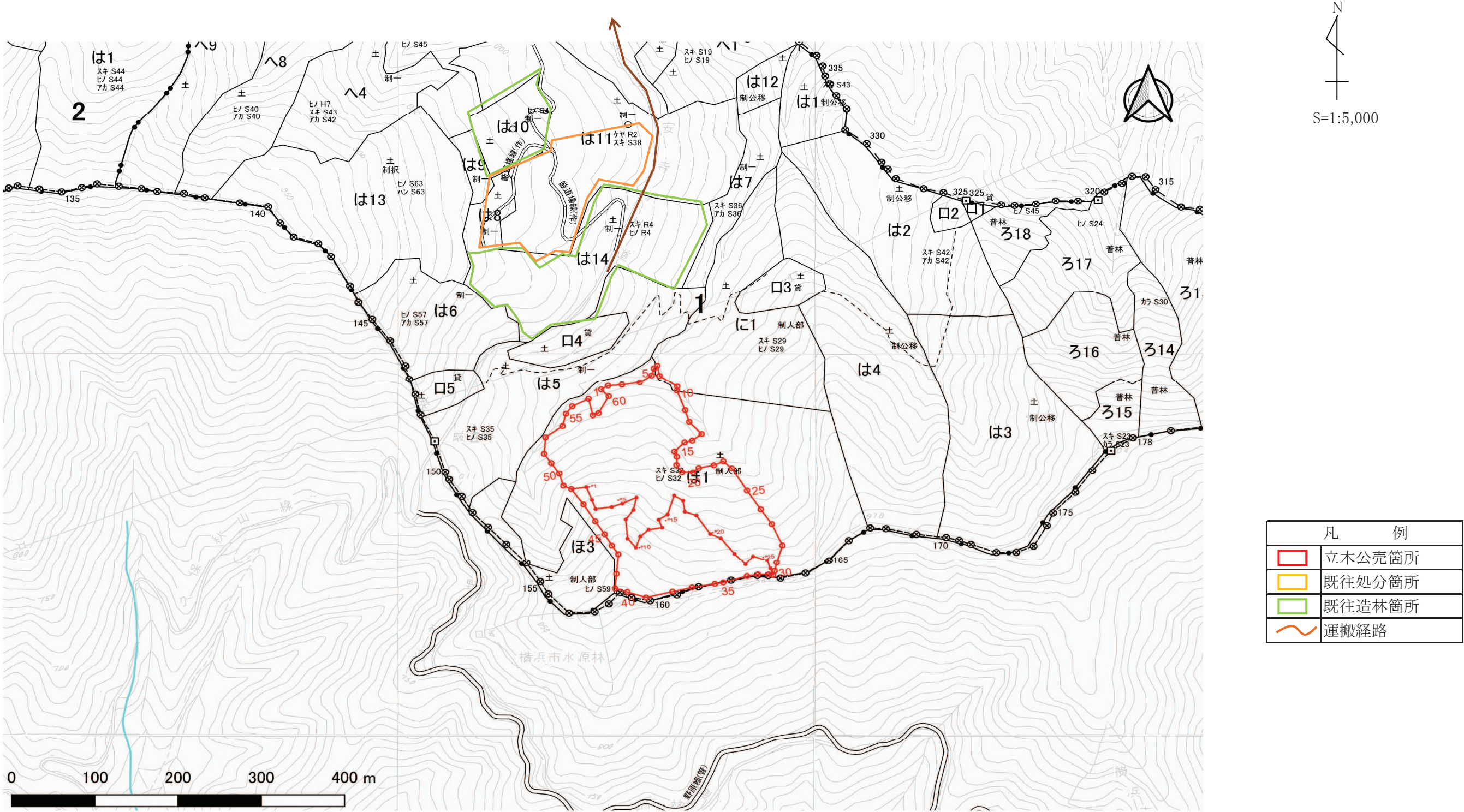
富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 1.09 ha



令和7年度 立木公売箇所位置図

上野原市 安寺沢 巖道場 1329 県有林第1林班ほ1小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 4.71 ha



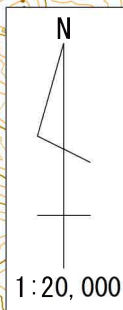
第8回（12月分） 販 売 物 件 明 細 書 （立木の部）

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
峡南	303	南部町 内ヶ谷戸	188 ろ2	3.87	すぎ	用材	22～28	154	72.76	搬出期間 20ヶ月 一般林 水源涵養保安林 56年生 人工林 (公売条件) 1 伐倒木や表土の流出、 伐採法面の崩落を防止す る等、林地保全に十分配 慮し、必要に応じて対策 等を講じること。 2 林地保全のため、搬出 方法は索道等架線系のみ (集材路の設置不可)とす るため留意すること。 3 残存する末木枝条は、 林務環境事務所と事前に 協議すること。 4 索道の設置、造材作業 箇所、材の集積箇所等 については、林務環境事務 所と協議すること。 5 既設の道路等を使用す る場合は、関係機関に必 要な手続きを行うこと。
						〃	30～54	1,277	1,905.20	
						小計		1,431	1,977.96	
					ひのき	用材	22～28	735	411.77	
						〃	30～46	1,006	902.87	
						小計		1,741	1,314.64	
					用材木計			3,172	3,292.60	
					小径木(針)	チップ等		464	214.79	
					小径木計			464	214.79	
合計				3.87				3,636	3,507.39	
					(N枝条) (枝条計)			(381.14) (381.14)	樹種、材積の調査方法は、 標準地調査法による。	

令和7年度 立木公売箇所位置図

南巨摩郡南部町下佐野字内ヶ谷戸 県有林第188林班ろ2小班

実測面積 3.87ha



凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路

令和7年 立木公売箇所位置図

南巨摩郡南部町下佐野内ヶ谷戸 県有林第188林班ろ2小班

実測面積 3.87ha

